

令和 7 年度

福島県事業承継・引継ぎ支援センターテレビCM制作等
業務委託仕様書

令和 7 年 7 月

公益財団法人福島県産業振興センター

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度福島県事業承継・引継ぎ支援センターテレビCM制作等業務委託（以下、「本業務」）という。

(2) 業務の目的

現在、全国的に事業の後継者不足が深刻化している。福島県においても経営者の年齢層は上昇傾向にあり、自身の事業を承継せずに廃業を選択する経営者が増えている。

こうした状況を改善するためにも事業承継は喫緊の課題となっている。

今回は、福島県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「当センター」という。）をより一層周知し、廃業を選択する前に当センターを活用いただくことで、県内事業所の存続及び雇用の安定化を図るため、テレビCMの制作及び放映を行う。

(3) 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について、最低限度の基準を定めたものであり、実際の業務委託契約締結時には、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえて内容を追加・変更することを想定する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月1日まで

(5) 基本方針

本業務において、下記の方針に基づきテレビCM制作を行う。

ア 単なる当センターの存在周知にとどまらず、経営者層に対する気付きの付与や行動変容につながる内容のテレビCMの制作を目的とする。

イ 対象者は65歳以上の経営者層及びその家族、会社関係者等とし、対象者に対してインパクトのある内容にしつつ、親しみやすく、かつあまり華美でない分かりやすい構成及び内容とする。

ウ 制作したテレビCMは、令和8年3月末日まで当センターHPに掲載する。

エ テレビCMの放映を行うテレビ局及び演者等の選定は受託者が行い、福島県内のテレビ局1社以上で放送することとする。

2 委託見積金額の上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

3 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。下記作業以外にもテレビCM制作及び放映等に伴い、必要と思われる作業については受託者が行う。

(1) 共通コンセプトの考案

ア 制作方針

身近な問題である事業承継について気付いてもらい、「安心して」相談できる福島県事業承継・引継ぎ支援センターの存在をわかってもらい、「気軽に」相談に行くよう動いてもらう、をコンセプトにテレビCMの素材を制作する。

イ ターゲット

60歳以上の事業承継を考え始めた経営者層に加えて、まだ事業承継のイメージを持っていない経営者層、その家族及び会社の従業員とする。

(2) コンテンツの制作

ア 制作内容・本数

(ア) 15秒テレビCM、1素材

(イ) CMには、BGM・音響効果を入れる。

イ 放映

福島県内のテレビ局1社以上で放映することとし、PRPを650%以上に設定し、210本以上放映すること。

放映の期間は、10月～2月の間で12週間程度確保し、テレビ放映の計画(放送局、放映時間帯、視聴者層など)を作成すること。

(3) その他

ア テレビCM素材については、静止画・実写・アニメーションいずれも可とする。

イ 効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナルの楽曲を使うことも可とする。

ウ 制作したテレビCM素材については、令和8年3月末日まで当センターのホームページ上で公開できるようにすること。また、出演者がある場合にはその調整を行うこと。

エ 受託者は、CMの作成においては、委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。

オ テレビCM素材の制作においては、一般社団法人日本民間放送連盟が定める基準等を遵守し、必ずCM考査を受けること。

4 納品

- (1) テレビCMの媒体は、XDCAMとし、受託者が放送局に直接納品すること。
- (2) 放映終了後、当センターに対して、記録媒体(CD)にコピーして3部納品すること。

5 報告

受託者は、受託期間の終了後10日以内に、テレビCMの内容・放送日時・放送回数・総PRP等を盛り込んだ報告書を作成し、当センターに報告するものとする。

6 著作権等

この契約の対象となる成果物の著作権については、当センターに帰属することとし、成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。さらに、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争などが生じた場合、当該紛争の原因が当センターの責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

7 業務の再委託

受託者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、事前に当センターから承認を得た場合は、この限りでない。この場合については、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に関する管理方法などを書面により提出すること。

8 守秘義務

本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。また、本業務の履行に関して知り得た情報を、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい、又は開示してはならない。

9 その他

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により、当センター又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (2) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合には、当センターと協議すること。